

議第30号

高山市立荘川義務教育学校（仮称）等整備工事（機械）請負契約の変更について

高山市立荘川義務教育学校（仮称）等整備工事（機械）請負契約について、次のとおり変更したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議決を求める。

令和7年2月26日提出

高山市長 田 中 明

記

- | | |
|------------|---|
| 1 変更前の契約金額 | 372,900,000円 |
| 2 変更後の契約金額 | 380,028,000円 |
| 3 契約の相手方 | アクア・洞口特定建設工事共同企業体
代表構成員 高山市江名子町1698番地1
株式会社アクアテック
代表取締役 森下 正樹
第2構成員 高山市石浦町4丁目118番地
株式会社洞口設備工業
代表取締役 洞口 直樹 |
| 4 変更の理由 | 給食調理室の調理機器の見直しに伴い、換気設備の形状を変更したことによる。 |